

独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業 災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更について

1. 目的

漁業災害補償関係業務において、出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金を貸付けする際の貸付利率の最高限度を、年6.57%以下とする。

2. 理由

- (1) 本業務方法書における貸付利率の規定が農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務で異なっているが、信用基金において、従来から業務の点検見直しを行っている中で、両業務はほぼ同様の業務を行っており、同規定を統一することが適当であるとの結論に達した。
- (2) 漁業災害補償関係業務における貸付利率の最高限度について、昨今の金利情勢を鑑みても高水準の利率は現実的ではないことから、農業災害補償関係業務と同様の年6.57%以内とするものである。

3. 変更（案）

別添新旧対照表のとおり。

別表 4 貸付利率欄を年6.57%以内に改める。

4. 参考

現行の実際の貸付利率については、以下のとおり。

| 貸付期間 | 貸付利率% |
|-----------|-------|
| 3か月以内 | 0.3 |
| 3か月超6か月未満 | 0.5 |
| 6か月超1年未満 | 0.8 |